

# 仕様書

## 1. 件名

平成 31 年度東京都観光ボランティアユニフォームの管理・保管業務委託（複数単価契約）

## 2. 目的

東京都が作成した東京都観光ボランティアユニフォーム（以下「ユニフォーム」という。）について、東京観光財団（以下「財団」という。）の指示のもと、クリーニングや各場所への配送等を適切に行い、管理から保管までを一気通貫で行うことで、円滑な運営を図ることを目的とする。

## 3. 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

## 4. 委託内容

### (1) ユニフォームの受け取り及び保管について

#### ア. ユニフォームの受け取り（または回収）について

契約締結後速やかに、別紙 1 に記載のユニフォームを受け取る（または回収する）こと。

#### イ. ユニフォームの保管について

別紙 1 に記載のユニフォームを以下のとおり適切に保管すること。

(ア)品目ごとに分類してサイズごとの枚数を把握のうえ、保管すること。

(イ)衛生的な屋内において保管することとし、高温多湿を避け、ユニフォームの劣化を防止すること。

(ウ)盗難や火災等の発生、動植物の侵入を防止すること。また、必要に応じて適切な保険等に加入し万が一の紛失に備えること。

(エ)床への直置きは原則禁止とする（最低でも 10cm 程度離すこと）。

### (2) 配送・回収及びクリーニングについて

財団の指示に基づき活動拠点場所から定期的にユニフォームを配送・回収し、クリーニングを行った上で保管すること。また、クリーニングの終わったユニフォームの配送を行うこと。

#### ア. 配送・回収について

(ア)配送・回収場所：別途、財団が指定する都内 11 ヶ所の活動拠点（内訳：新宿 2 ヶ所、上野、浅草、銀座、渋谷、お台場、及び都内 4 ヶ所（区部、詳細未定））

(イ)配送・回収頻度：各拠点ともに 2 週間に 1 回（日曜日の 15:00~18:00）を原則とするが、別途指示のあった場合にはその都度、速やかに対応すること。

(ウ)配送・回収量：別紙 2 に記載のとおり。ただし、季節やボランティア活動内容により変動するため、配送・回収日の 2 日前までに別途財団の指定するボランティア事務局より具体的な数量を依頼し、数量を確定する事とする。

イ. クリーニングについて

品目毎に適切な方法でクリーニングを行うこと。なお、回収したユニフォームが未使用の場合にはクリーニングは不要とする。クリーニングの要不要については回収依頼時に財団またはボランティア事務局より指示を行うこととする。

(ア) クリーニングが必要なユニフォーム

品番 (大コード)	品目	品質表示
12	ポロシャツ	ポリエステル 100% クリーニングの種類：ドライ（セキユ系） 《弱い操作によるウェットクリーニングが可》
15	ブルゾン	表地 ポリエステル 100% 裏地 ポリエステル 100% クリーニングの種類：ドライ（セキユ系） 《弱い操作によるウェットクリーニングが可》
16	コート	表地 ポリエステル 100% 裏地 ポリエステル 100% 充填物：ポリエステル 100% 家庭洗濯不可 クリーニングの種類：ドライ（セキユ系） 《ウェットクリーニング不可》

(イ) 納品荷姿：個別包装の吊るし

(3) 報告について

履行期間内において適切な管理を行い以下のとおり定期的に財団に報告すること。

ア. 管理台帳を作成し、正確な在庫管理を行うとともに、毎月末日の在庫状況及び入出庫状況、品目毎のクリーニング数を翌月 5 日までに財団に書面又はデータにより報告すること（報告の様式は別途協議する）。また、不定期に行う財団からの在庫状況照会及び保管状況確認にも対応すること。

イ. ユニフォームの入出庫時、スムーズに作業を進めるため、作業に必要な十分な場所、設備及び人材を確保すること。

ウ. 年度末に一度在庫の棚卸を行い、品目・数の確認を行うこと。

(4) その他

契約終了時における本業務の引継ぎにあたり、保管する在庫品は契約期間内に次年度受託者に引き渡すこと。

5. 契約代金の支払い

受託者は、保管及び配送業務に係る業務成果に基づき算出した支払請求書を毎月提出し、財団は適正な支払請求を受理した日から 30 日以内に月毎の委託料を受託者に支払うものとする。

## 6. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 7. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 8. その他

本契約の履行に際して知り得た秘密（個人情報の取扱いについて（別紙3）を含む。）を漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

- (1) 本契約の履行に関する情報等について、財団から貸与された場合、契約終了後、速やかに返却すること。
- (2) 本契約の履行に関する情報及び原稿は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (3) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に財団と協議を行うこと。
- (4) 本契約は、入札書に掲げる項目による複数単価契約である。入札書に各単価を記入の上、提出すること。
- (5) 予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。
- (6) 受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、履行期間については1年間を単位として、財団は最大2回の契約更改ができるものとする。但し、平成32年度以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- (7) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (8) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定する。
- (9) 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (10) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。